

外国為替検査

東海財務局 理財部 上席為替実査官 金子 雅則

財務局の業務として外国為替検査があることは、皆さんご存知のことと思います。でも、具体的にどんなことを行っているかと聞かれば、外国為替検査なのだから外国為替の検査をやっているのだろう、という程度で、その内容はそれほど知られていないのではないかと思います。

では、どんなことを行っているのか、短く言えば「資産凍結等経済制裁措置を金融機関が適切に履行しているかの検査」ということになります。

資産凍結等経済制裁とは、国連安全保障理事会の決議に基づき外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）により、制裁対象となる個人・団体（タリバーン関係者やテロリスト等）に対する送金及び預金契約を許可制にし、これを許可しないという措置（制裁対象者への送金規制と制裁対象者の国内預金口座の凍結）で、2001年の米国同時多発テロを契機として広く実施されたものです。それに加え、ミサイルの発射に端を発した北朝鮮に対する経済制裁の一環としてなされた輸入禁止措置、及び、北朝鮮の核開発に資する資金の提供の禁止があります。

外国為替検査では、こうした資産凍結等経済制裁措置を金融機関が適切に履行しているかを検査します。具体的には、①預金口座の中に制裁対象者の預金口座があるかどうかの照合を適切に行っているか、②新たに預金口座を開設する者が制裁対象者でないかの確認を適切に行っているか、③送金依頼人及び受取人が制裁対象者でないかの確認を適切に行っているか、④北朝鮮からの輸入品に対する支払でないかを確認するために当該輸入品の原産地、船積地域の確

認を適切に行っているか、⑤送金が北朝鮮の核開発に資するものでないかの確認を行っているか、などについて検査します。

資産凍結等経済制裁以外にも、国際的な資金洗浄を防止するためのFATF（という国際機関）の勧告を受け実施している、送金に係る送金人情報の通知義務の履行状況についても検査を行っています。

また、金融機関以外に外貨両替業者についても検査を行い、疑わしい取引の届出義務の履行状況や、本人確認義務の履行状況を検査対象としています。

検査では、預金口座名義や外国送金依頼書の記載内容を見て、上記の検査項目をチェックしていくわけですが、北朝鮮に対する制裁については特に注意を払っています。例えば、送金先及び送金先銀行住所が北朝鮮や北朝鮮国境に近い地域ではないか、過去に外為法違反が発生している品目については原産地や船積地域を慎重に確認しているかなどを検査しています。

このように、外国為替検査は預金口座名義や外国送金依頼書を黙々とチェックし、資産凍結等経済制裁の履行状況を確認するという、地味な検査です（検査結果を踏まえて、金融機関側と資産凍結等経済制裁措置を確実に履行するための方策について議論しています）。地味な検査ですが、我々為替実査官は検査を通じ「テロとの戦いに参加している」と言えるのではないのでしょうか。

制裁対象者は現在、1,100を超すまでになり、制裁の内容も複雑になってきており、外為検査の果たす役割は、今後もますます重要性を増すものと思います。